

J.G.ズルツァー著『子どもの教育と教授に関する 試論（増補第2版）』

V

上 畑 良 信

第7章 子どもへの賞罰について

この章では、子どもの教育を論じるうえできわめて重要な題材を扱う。この題目の叙述においては、理性的な教育の諸規則に反して誤った対応がなされることが多く、なおのこと一層の注意が必要となる。それだから私はできる限り明瞭に、かつ厳密にこの主要な題目について取り扱うように努めていきたい。まずはじめに、子どもへの罰（Strafe）について述べることから始めよう。罰はなるほど人に好まれない嫌なものであるが、子どもがよく過ちに陥ることから、実際にその過誤を改めることを第一の目的として用いられてきた経緯がある。罰をさしあたりこのように捉えたうえで、子どもへの罰はどんなときに、どのようなやり方で行なうのがよいのかを考察しなければならない⁽¹⁾。

第1節 子どもはどんなときに罰せられるべきか

一般的にいえば、子どもが自らのしくじりのせいで不機嫌になったり、怒りを周りに発散させたりしたときに、彼らは両親や教師によって罰を課せられてきた。しかしながら、子どもに罰を与えるのはいったいどのようなときに適切なのかについては、両親や教師らが慎重に熟慮することはまれであった。本来なら理性的判断によって決定すべきことを、彼らは自らの気ままと機嫌に委ねてしまっていたのである。一般に子どもの過ちが罰せられるべきであるとするのは、その通りである。しかし、彼らの過ちのすべてが罰を必要とするのだろうか。罰は子どもにとって苦痛をもたらす嫌なことである。それだから、課罰によって子どもがむやみに苦しめられるということはあってはならないのである。〔そこで最初に考慮しておくべきと

思われる重要な規則を、二つ示しておこう。]

第一の規則

「子どもに罰を加えなくても、それをを用いるのと同様に立派に過ちを正せる見込みが他にある場合には、罰を選ぶのは理性に反することである。」

第二の規則

「子どもの過ちの多くは、罰を与えても改心させられない当人の生まれもった本性に由来しているものであり、それを罰によって改めさせることはできないし、少なくとも罰することで他の手段と同じような良好な効果を得られるものではない。この場合も、同じくまた子どもに罰を与えるのは無分別なことである。」

それでは、ここに挙げた二つの教授規則についてより詳しく検討してみよう。

子どもの過ちは、その多くが罰に訴えなくても十分立派に改心が見込める他のやり方がいろいろと存在する。その方法は多様に考えられるが、そのすべてを述べることは端から望めないことであり、それらのなかで重要な一般的規則について、多くならない数に限定して示しておくことにしたい。

第一にまず、まだ決定的な心の損ないを被っていない善良な性質の子どもの場合は、これまでに述べてきた理性的な道徳的表象を子どもに示すことによって、われわれは真の名誉愛、愛徳心、そして従順の各々の諸感覚を彼らのなかに生き生きと躍動させることができるのであり、ほとんどいつでも改善へと立ち向かわせることができるということを記憶にとどめておこう。たとえ最初はうまくいなくても、何度となくこれらの道徳的表象を子どもに与えることによって改善への変化は生じうるのである。本来なら躓^{つまづ}きを被った子どものために用意すべき罰を、こうした善良な性質の子どものに課して彼らを改心させたいと望むのであれば、それはきわめて間違っただけの対処の仕方ということになる。教師は、例えるなら聡明な医者に似ている。医者が患者を診察するときには、いつでも最初に患者の自然的体質と気質が快復に向けて適した状態にあるかを調べ、これらの持ち前の働きを傍らで援助するように心掛けるのがその務めである。彼らはその人の自然本性が自ら治癒する能力を備えているかどうかをよく見さだめ、決して強制的に薬を与えるようなことはしないのである。これと同様に子どもの善良な傾向性が自力で自らを治癒できる場合には、人は子どもの過ちに対して医者のように対応すべきなのであり、罰によって無理やり矯正を施そうとしてはならないのである。

第二に、悟性の不足と経験の不十分さに由来する過ちは、しばしば単に大人の導きによるだけでも大変容易に改善できるということを、われわれはよく考慮に入れておかなければならない。子どもというものは、たびたび過ちをおかすものである。

というのは、子どもは自分が間違っていることを自覚できていないからであり、それを避けるための知識を十分に持たないからである。そのような場合、教授 *Unter-richt*〔教え伝える〕という大人の働きかけが改善のための最上の、そして自然な手段となる。ただ罰すればよいというやり方では、きわめて僅かの効果しか望めないであろう。というのは、過ちは人の悟性能力と深いつながりがあるからである。なるほど、罰によって相手の意志だけは動かすことはできるだろう。だが、それができたとしても、悟性の能力は以前と比べて何ら変わりのない状態にとどまるだけなのである。

第三には、子どもがたびたび過ちをおかしてしまうことを、われわれはまた熟慮しておかなければならない。なぜなら、子どもは過ちに屈しないでそれをはねのける力をまだ十分に持っていないからである。それでも、子どもはどうしてもやってみたくなるものであり、悪い習慣を身につけてしまうものである。だから、大人は注意を与え理由を教えて、子どもが過ちに気づき、それをくり返さないために用心深くするように意欲づける必要がある。また、子どもが過ちに陥る端緒となるのは習慣であり、子どもは慣れ親しむ習慣の力によって惰性へと引き込まれてしまいがちである。なぜかというと、彼らは私が前章で述べておいた方法によってそれらに立ち向かう力を培うことが必要なのだが、多くの子どもはまだそれに負けないほどに十分に強くないからである。けれども、罰というものは子どもにそのような能力をつけさせるうえで、まったく何の役にも立ちはしない。というのも、罰の手段では、過ちの改善のために人が必要とする力、すなわち悪い習慣を克服する強さを与えることができないからである。なるほど、この考えに対しては、罰への恐れが子どもの注意深さと意志を強固にするだろうとの異論が差し挟まれるかもしれない。それは一面では、確かに言いうることである。他にやりようがない場合には、人は罰を必要とすることもあるだろう。だが、ある子どもについて、最後には彼が自らの善意志〔善良な意志である良心〕によって自分を律しようと人びとが期待を持ちうる限りは、罰を行使してはならないのである。それと同じく、まだ子どもがさほど知的な成長をとげていない場合であっても、善意志が欠如していないのに自分が罰せられるのを知るとすれば、子どもはしばしばひどく傷ついてしまうものなのである。

第四に、子どもは心情へのどんな小さな影響も心配のないごく些細なしくじりをたびたびおかすものである。そのような場合、それが頻繁にくり返されたとしても悪い習慣による心情自体への影響が危惧されない限りは、罰を加えることは愚かなことなのである。子どもはたびたび悪いことをしでかす。そしてまた、綺麗な衣服

を汚す。そのようなときでも、子どもはこれまでごく普通のことのように罰を加えられてきた。だが、そうしたやり方は誤りだと言うべきである。というのは、それらの過ちはうっかりして起こったことであり、子ども同様にわれわれにも起こりうることだからである。けれども、一定の条件の下では、そのような過ちも罰せられてよいだろう。すなわち、あまりにもしばしばそれが生じるために、もはや悪い習慣の一つである注意散漫に子どもが陥っていると判断される場合である。このようなときには、過ちそれ自体でなく、悪い習慣にこそ注意を払うべきなのである。

ここまでで子どもの罰について四つの観点から考察してきたが、われわれはそこから次の諸規則を導き出すことができる。

一。「どんな過ちも、それが初めてのことであればなら子どもに罰を課すべきではない。」

この規則の例外は、次の二つ。子どもがまだまったく小さくて、言葉で何も伝えられないときに、わがままや不従順のような主要な過誤が生じたのであれば最初に、しかもいささか強く罰するのがよいというのがその一つである⁽²⁾。さらに、過ちがひどく大きなものであり、それが二度と起こることを大人が許容できないような場合が、別の一つである。こうした場合には、過ちは初めて生じたそのときに罰するのが肝心であり、それもいくらか厳し目に罰しなければならないということになる。

二。「善良な性質の子どもは、そもそも罰せられるべきではまったくない。」

私の言う善良な性質の子どもとは、われわれがこれまでに挙げてきた美德の諸性質をあらかじめ備えた心情を持つ子のことである。そのような子どもであれば、罰を与えなくてもいつでも改善しようと推測できることだろう。だが、そういった心情特性に対して頑なに背を向け続ける子どもの場合は、この考慮外のケースであり、罰を彼に与えても構わないだろう。ところで、われわれが罰の対象から敢えて除いていない未成熟な状態の子どもの場合は、この規則に該当しない。というのは、そのような子どもはまだ善良な性質を有するとは言えないと判断されるからである。

三。「悟性や認識の弱さに起因する過ちは、罰せられるべきではない。」

ここでもまた、例外が生じる。われわれ人間においては、意志は悟性に働きかけることができるし、同様に悟性もまたその人の意志を動かすことができる。子どもが何かについて理解する能力を持っていながら、それをしたいと望まない場合には、そのことを理由にして子どもに罰を与えることは、確かにあってよいということになる。こうした対応によって、子どもの意志はより堅固なものとなり、強めら

れた意志が悟性によりよく働きかけるようになるのである。これについては、一つの事例を挙げておこう。あなたがたが一定の時間、子どもに何かをするように言いつけたとする。それを子どもは忘れてしまっ行って行わないでいた。そこで先に私が述べておいた、記憶と思考に関わる能力を駆使した方法のすべてをあなたがたは試みしてみる。だが、子どもはあなたがたの指示を尊重するつもりがないので皆目やろうとする気を見せない。こうした場合には、その子にその気にさせるために罰を与えてもよいだろう。そうすることで、意志は注意力を刺激し、子どもは失っていた記憶し考える力を取り戻せるのである。

四.「子どもにやりたいことがあり、それを行なうかどうかは本人の意志にかかっている。このような状態にある間は、人は子どもに罰を課すべきではない。」

五.「心情に影響をもたらさない過ちをおかした場合には、子どもは罰せられるべきではない。」

私がどんなときに子どもを罰すべきでないかに関わる規則を以上のように述べることによって、同時にどんなときに罰の助けをかりねばならないかの理由が示されたことになる。すなわち、一般的に言えば、他の手段を用いたとしても子どもの望ましくない心情を変えることができない場合に用いるというのが、私のここでの見解である。それだから、まだ未熟な小さい子どもや、理性に耳をかす気のない墮落状態にある子どもや、生来的に性質の歪められた子どもが対象なのであり、それゆえに善意志の損ないや欠如があるために、彼らの意志に働きかける手段をとったとしても、それでも生じてしまう過ちがその対象となる。それらのなかに、まだ成熟していない子どもまで加えていることは、短慮性急な読者の立腹を招くことを私はよく分かっている。教育のことをまるで知らない世間の人びとは、口ぐちにこのように話しているのを私は耳にしている。「ああ、可哀想な子どもたちよ！ われわれのいい子らは何が正しくて何が間違っているかを本当にまだ分かっていないし、自分たちがどうして罰を喰らうのかもまだよく分かっていないのだ。それだから、われわれ大人はまずはあの子らがちょっとばかり利口になるのを待たなければならないのであり、その後でやっと物事の善悪を教えてやることのできるのだ」と。このような簡単至極な語り口で、教育について何も知識のない人びとが話しをするだけなのだから、子どもにしたら物事の理由を含めて何が善くて何が悪いかを根本から理解するにはいたらないのである。そんな子どもらが、こんなことで罰せられるというのはあってはいけななことなのである。[たとえ未成熟な子であっても⁽³⁾]彼らが過ちを一度おかしたとするなら、もうそれ以上はくり返すことはないと考えてよいのである。もちろん、そんな子どもらでも、わがままや不服従の態度をとる

のは自分にとって不似合いなことだといつも感じとるべきであり、そういった態度はやめるべきである。だが、最も幼い子どもであろうと、その程度のことはきっと十分気づくことができるはずである。あなたがたは、まだ僅か一歳のわが子を知能のない動物と同じ程度の知力しかないとも思っているのだろうか。そんな子どもでも大人がなぜ殴打するのか、そのわけに十分気づくことができるのであり、あなたがたの子どもにしても、どうしてそれに気づかないことがあるだろうか。それなのに、あなたがたはいくらか年頃になった子どもに普段しているように、大人の意志に逆らって何かを行なったことでまるで報復するかのように幼い子を罰しているのである。このことは、極度に理性に反する振舞いと私は言いたいのである。罰は報復からではなく、愛情から生まれるものであり、それは苦しみを与えようとするものではなく、子どもへの善意から発する行為なのである。私はここまで、人がどんなときに罰を用いるべきかの一般的な教授規則を述べたにすぎないが、この教育の一領域についてはさらにかなり大きな配慮が必要であり、多くの知慮と洞察が求められるということを記憶にとどめておかなければならない。だが、当然のこととして、その実行はそれぞれの父親や教師らに委ねられるべき事柄であり、そのあるべきやり方のすべてについて厳密に記述する能力を持たない私が、これ以上口出しするのは控えておくことにしよう。

第2節 子どもへの罰はどのようなものでなければならないか

子どもへの罰がどんなときに必要かを知るのがとても重要なことなら、それと同様に、どのように罰を用いるかも重要である。だが、この問いかけには次の内容も含まれている。それは罰をどの程度の範囲のものとし、どれくらいまで強くしなければならないか、そして罰をどのように分類し、それぞれどのように実施しなければならないかの事項である。これらの問いのすべてが大事であるのは、子どもを善くするうえでそれが役に立つからである。この主題について詳しく私が述べる前に、あらかじめ教育の領域で扱う子どもへの罰と、市民の刑罰との間に見られる相違に注意を喚起しておく必要がある。社会の市民的刑罰はそれ自体が報復的性質を持っている。この場合、罰が下されるのは市民の犯罪によって法律と立法府の意思が侵犯されたという事実を前提とする。そのために、たとえ犯罪者が処罰によって改心させられる見込みがない場合であっても、法の侵犯に報復するために犯罪は罰せられなければならないのである。だがしかし、この取り決めは、子どものしつけにおいては当てはまらなくなる。しつけでは報復ではなく、彼らを善くすることだけが罰を必要とする論拠となるからである。他方で、市民の法律においては法の侵

害の深さによって刑罰の大きさが決定されるが、それに似て子どもの訓育に関わる罰の大きさも、過ちをおかした者の墮落の程度によって判定が下されなければならないのである。例えば、実直で善良な市民であっても、ある不幸な事情から人を殺めることは実際起こることである。そのためにその人は非常に苦悩し、もちろん生涯において二度とそのような行為はおかさないであろう。だが、国家はというと、一人の市民の死という結果があれば、これに対して報復を行なうためにその罪を罰しなければならない。こういった場合、教育の原理に倣うなら、この種の犯罪でもきっと恩赦の情けを受けることになる。というのは、罰を与えなくても行為者がやがて改心するだろうという予測の立つ場合があるからである。このように教育においては、子どもが善くなることのみが罰の真のねらいなのだから、罰がなくても改善が確実に見届けられるのであれば、もはや罰の必要性は生じないのである。ところで公教育、言い換えれば学校においては、市民的罰の場合に似て、違反者の改心を思惑とせずとも他人に戒めとして実例を見せるために罰が用いられることがあるという一面には留意しておくべきである。この点で、私は罰の大きさの決定においては、公的教育よりも私的教育の概念に準拠するのがよいと思っている。というのは、私的教育の方が、より慎重な判断を要する問題を伴うことが多いからである。

子どもをより善く成長させることが罰のただ一つの目的なのだから、その罰の大きさは必然的に〔過失を生じさせた大元である〕子どもの躓きの程度と正しい釣り合いがとれていなければならない。私は子どもの心の墮落を彼らの成長を妨げる基本的障害と見なしている。他の場合よりも一層成長させるのに困難が伴うこうした過ちの場合は、改めてさらに厳しめの罰を課さなければならないことになる。そして、その罰の大きさはそれぞれの根拠に基づいてより正確に決定されなければならないのである。

先ほど既に私は、上述の規則では推し量れないケースがあることに言及しておいた。すなわち、誰かが大変ひどい過ちを再びおかそうとして放っておけない状況下にあるときには、われわれは種々の安全確保の必要上、その危険の大きさに照らし合わせて罰を決めなければならなくなる。例えば、ある子どもがナイフを手にして、仕返しを理由に他の子に切りつけたり刺したりしようとして企んでいるようなときである。〔普通に想定しうるケースでは、〕それが初めての突発的衝動と考えられるような場合や、普段は善良な心情の子であるため、非難と穏やかな罰を与えれば容易に悔悟させることができると思われるような場合である。だが、〔かりにそうした楽観が期待できない状況だとしたら、〕誰がその子の過ちを傍観したまま成り行きに任せたいと望むだろうか。むしろ、恐れることが二度と起こらないように、人

は危険の回避をできる限り確実にしておきたいと思うはずである。そうしないとより大きな不幸が発生すると想像されるからである。従ってこうした場合には、いつもより強めに子どもを罰するようにしておけば、同じ過ちの再発を避けるようにつねに気をつけて熟慮させることも確実に期待できるというわけである。そういうことなので、ここに示したような特殊な個別的事例は、われわれの一般的規則からは除外しておくのがよいのである。

さて、いよいよここで、子どもの躓きの深さと罰の大きさと釣り合いを配慮しながら、罰のあり方をどのように具体的に決定するかについて述べておきたい。人が子どもの躓きの大きさを判定しようとする場合には、原因の源である子どもの心情がどのような状態にあるのかを必ず知らなければならない。その子の有する傾向性のどんな性質が強く、それらが相互にどのような関係にあるのかを人は知っていなければならないのである。というのは、通例同じ過ちでも、ある子どもは改めさせるのが容易であり、別のある子どもはそうすることが困難であるからである。同じ過ちにしてもそれが強い傾向性から生じることもあれば、それより弱い傾向性から生じることもある。それなので、ここで個々の過ちごとに墮落の大きさを判定できる細かな規則を定めることは不可能である。われわれとしては、個々の問題はおのずとそれに関わる各人の知慮と賢明さに委ねるほかないのであり、私のできることは、人がそれぞれのケースに適用しうる一般的規則を示すこと以上に何もなしえないのである。

ところで、初めてで一度限りの過ちよりも、これまでに何度もくり返されてきた過ちの方が、その子どもの躓きの程度が一層大きいのは明らかなことである。同じことがたびたび続くということは、既にそれが習慣化していることを意味している。だが、一般にこのように習慣づけられたものを追い払うことは容易なことではない。それだから、根づいてしまった過ちは、めったに生じない過ちの場合よりも、一層厳しい罰が用いられるべきである。この教授規則から、また別の規則が導きだされる。すなわち、それはどんな過ちも同じ罰を重ねて与えるべきではないということである。過ちはくり返されることの多いものなので、まさにそれが起こるということは子どもの躓きがますますひどくなっていると考えべきなのである。それなので、その状況に応じて罰もまた一層強いものにならざるをえなくなる。とかくすると初回の罰が十分に強くなかったために、今度はさらに強く対処すべきとなりがちなのは、われわれの経験が教えてくれるところであろう。初回に十分強く子どもを罰していれば、子どもはそれほど傷つきもしなかったであろうし、悔悟の情を示してもいたであろうと思われるのに、しばしば人は同じ過ちであることを理由に

して、余計なことに五十回も子どもを罰しているのである。

子どもが再び過ちをおかそうとしたときに、彼を諫めて過ちを思いとどませようとする根拠がより強く、より重みのあるものであればあるほど、その子の躓きの度合いもより大きいと見なしてよいことになる。躓きが大きいということは、心情が同じ過ちを重ねておかしてしまう習慣、ないしはその種の傾向性に屈服させられていることのシグナルである。だからまた、そのような過ちにはより大きな罰が当てられなければならない。また、このことから推論されるのは、他の場合と比べて嫌悪される度合いの高い子どもの内的性質に起因する過ちは、いつでもより大きな罰を必要とするということである。というのは、過ちが一段と程度の悪い性質を持てばもつほど、人が過ちを防ぐべきと考える論拠はより確固たるものとなるからである。ある子どもが何か恥ずべきことを行ない、それを理由に叱られて自重するように注意を与えられているのだとすると、そのことから〔内面的で分かりにくい〕子どもの躓きは一層大きいものと見なす目安が得られたことになる。普段目にしやすい絵画の美しさに少しも心を動かさない子どもがいるとすれば、その絵の値うちが知られていないために美しさが分からないでいる他の子どもの場合よりも、確かに趣味のセンスは一層劣っていることだろう。また、明らかに品性に欠ける絵を美しいとする者は、品の悪さがさほど目立たない絵を美しいと思う者よりも、そのセンスはより劣っていることだろう。それはまた、道徳的な趣味感覚においても同様に言えることである。人間が固有に有している理性と美徳の原理が人びとにとって確固として疑いえないものであればあるだけ、人間がそれに背いて行動するときには、その墮落の程度はより大きなものと判断することができるのである。だから、子どもに対して何度も教えを施し、なおかつ上述した補助手段のすべてを試みたくえで、それでもなお秩序と美徳の一般的で明晰な原理に逆らってその子が行動するのなら、そのときには彼がきわめてひどく退行していて、厳しい罰によって改善をはかるしかないとわれわれは判断を下してよいのである。そのような一般的原理に背理する人間の性質として、不従順(Ungehorsam)、わがまま(Eigensinn)、悪意(Bosheit)、執念深さ(Rachgier)、不実(Falschheit)、嘘(Lüge)、欺き(Betrug)が挙げられる。それだから、幾つかのこうした悪い傾向性が、好意的な手段を尽くしても改まらないのなら、きつく罰せられなければならないのである。

ここでさらに、いつもならそれ自体ほんの軽い程度の人欠点であるのに、状況しだいでは放っておけなくなる一つの事例で考えてみよう。しかめっ面や聞き分けのない顔、これらは普通であればそれ自体些細なことと見なされる習癖であり、ことさら咎めだてすべき所作とは認められない。しかしながら、これらの態度が子ども

もにとつてごく当たりまえのことになり、断じてやめようとしなくなっていると察知されるときには、それはもう取るに足らないこととして扱えなくなるだろう。従つて、これらは厳しい罰によって追い払われてしかるべきものとなる。こうした判断は、決して軽視されるべきでない別の所見へと私を導く。人は誰でも子ども時代にだけ確認され、年齢を重ねるとともにおのずと失ってしまう一定の傾向性や品のよくない悪癖を持っている。だが、これに対して、一方で年齢を越えて広く見受けられ、概ね人間に拭いがたく残っていくものも存在する。この二つの種類の傾向性をわれわれは明確に区別しておかなければならない。われわれが前者の傾向性や悪習に対してそれを是が非でも追い払いたいと目論んだとしても、それはおそらく無駄なことであろう。それに反して、時とともに消え失せることを見込んで第二のそれらを成り行きに任せてしまうのであれば、それは実に有害なことであろう。そのうちのどんなものがわれわれにとって容認しがたいものであるかは、よく吟味しておかなければならないことである。彼らが子どもらしいということ、子どもらしいお喋りをするということ、子どもらしい好みを持つということ、これらは極力あたたかい目で見るとすべき事柄である。しかし、大人になった人にも残っていて、決して有徳と言えない粗雑な傾向性を子どもっぽい方にせよ彼らが示す場合には、もはや軽々しく考えるべきことではなくなるわけである。このように過ちをどう評価するかについても、語るべきことは実に多いのである。

さて、私は先ほどと同様、罰の強さの程度をどう決めるかに関しても個別のケースに応じた細かな規則を示すことはできない。というのは、その強さの評価は、まったく子ども一人ひとりの気質や心情特性によって違うからである。ある子どもにとっては罰がよいと考えられても、他の子どもには褒めるやり方が適していると思われることがあるのである。子どものなかには罰を与えることによってひどく憔悴してしまう子もいるし、消沈することのほとんどない子もいる。それだから、彼らに罰を与えようと思う者は、必然的に子どもの心情特性を十分に知っていなければならないし、どんな手段を用いて子どもに働きかけるべきかをよく理解していなければならない。化学では、きわめて強い刺激性の溶媒に晒しても変質しにくい物質があるなかで、しばしばきわめて簡単な手段でこうした溶質を溶かしてしまうケースが認められる。最も強いアルコール度のワイン内に頑固に残っている塩分を、ソフトで柔らかい軟水がすぐに溶かしてしまう事実に見られるようにである。あたかもそれに似て、それ自体穏やかに見える罰であっても、心情を強く憔悴させてしまう場合がありうるのである。この比喩が示すように、罰とそれによって影響を受けるだろう心情とがどのような関係にあるかを十二分に認識するまでは、どんな罰が

他のものよりも強い影響をもたらすかはまったく見さだめがたいのである。だから、ここでもまた、再びわれわれは若干の一般的な規則に甘んじておくしかないのである。

罰は身体に有形力を行使するような直接的なやり方であれ、そうでない間接的なやり方であれ、相当程度に心情を憔悴させるものである。前者の罰が、子どもの傾向性を痛めつける不快な代物であることは確かである。だが、たとえ後者であっても、羞恥の感覚に訴えることは名誉心の強い心情にとっては罰となり、子どもに無関心を装って見せることは優しく睦まじい心情にとっての罰となる。また、楽しいことをいっとき取り上げることは、活発で感性豊かな心情にとっての罰となるのである⁽⁴⁾。これらのなかでも、身体罰すなわち鞭や手打ちによる罰は、上に述べた全種類の要素をかね備え、それが身体に引き起こす痛みによってより一層強く人を圧迫するものとなる。一般的に言って、人が正しいやり方でこれを使うことを心得ているなら、罰のなかでそれは最も強いものとなる。だが、罰においてとりわけ重要なのは、それがどのように適切に実施されるかにかかっているということである。私はそのことに触れる前に、こうした罰のいろいろな軽重の程度について、前もって幾らかの側面からつけ加えておく必要がある。

過ちはよりはっきりと人の目に触れ、より多くの人に知られるようになればなるほど、それがもたらす恥の効果はより大きなものとなる。それゆえに、子どもを恥によって罰しようと思うのであれば、次のように注意深く臨むことである。子どもには彼の過ちの醜さを包み隠さずに最大限生き生きと〔作文あるいは絵で〕表現させる課題を与えてみよう。そうすることによって、彼をまずは自分自身の心に向き合わせて恥入るようにさせるのである。それでもその効果が強く現れない場合には、他の子のいるところでこの同じやり方を利用して、その子の過ちに気づいていたすべての者に軽蔑の気持ちを仄めかすように促し、そしてあたかもそんな子とは関わりを持ちたくないかのようによそよそしく演じるようにさせるのである。だが、その場合には、すべての者が互いに協力し合うようによく注意を払うことが必要である。そうしないと、罰はその効力を削がれてしまうだろう。父親または教師が子どもに軽蔑してみせても、母親が子どもに媚びを示しているのでは、せっかく罰を与えても何も伝わらないだけでなく、子どもはきっと一層躓きを深めてしまうことだろう。少人数の小さな家族においても、誰か一人が両親に反対する振舞いをしている場合には、罰の効力の一切がすっかり損なわれてしまいかねないのである。親であるあなたがたのなかには、この点にあまり十分気をつけていない人もいるであろうが、自分の子どもを墮落させてしまいたくないのなら、このことには細

心の注意をしておくべきなのである。また、他のすべての場合に当てはまることだが、こうした罰においても、子どもが改心できたと感じとれるまで気を緩めずになければならず、この点も見落とされてはいけないことである。子どもに罰を与え、その後で子どもが態度を改める前に、再び抱擁し愛撫してしまうことほどがっかりさせられることはないのである。

ところで、そもそも子どもは罰をどのように考えているのだろうか。子どものなかには、おそらくすべて起きたことを影絵のように瞬時の幻と思い込みたい子がいるかもしれないし、「今さっき罰を受けたけど、もうすっかり平気」と強がってごまかす子もいるのかもしれない。あるいはまた、罰をあたかも身代金のように、過ちとたやすく取引交換できるものと考え違いする子どもがいるかもしれないし、過ちは必ず罰を招くから悪いとしか考え及ばない子がいたり、罰を受けても心のなかから直ちに消し去れると高慢にも信じ込む子もいるのかもしれない。このような受けとめ方しかできないようであれば、子どもは決して善くなることはないのであり、ますます悪くなって間違いをおかす子になってしまうことだろう。従ってこうしたことから、罰の効果を高めたり持続させたりするうえでここに指摘した諸点は、子どもの心情に強く訴えようとするどんな種類の罰を実施するときにも尊重してしかるべき事柄と見なされるのである。

さて、ここまで述べてきた諸規則に照らして言うなら、最も強度の身体罰に関しては、子どもの墮落が大きくて他の手段によって改善する見込みの持てないことが明白である場合を除いては、決して行使されてはならないものとなる。しかし、まさにそれゆえにこそ、かりにこうした罰に訴えるときにはそれは強いものにしておかななくてはならない。そうでないと、罰はまったく効果が期待できないものとなるだろう。その場合には、罰はしっかりと効き目のあるように工夫をし、子どもに持続的な印象を残さなくてはならない。それには、あわせてまた子どもを粗略に扱う素振りや、親密な愛情表現の手控え、一時的な楽しみの取り上げ、等の他の課罰をそれに結びつけ、そのときの苦痛をより強く感じさせるように配慮しておく必要もあるのである。

人が罰の使用に際して用いるべき技巧について全般的に注意しておくべきことは、すべての罰には特別の真剣さと、ある種の厳粛さが伴うようにしておかなければならないことである。そうすべき理由は、子どもへの印象づけを一層強くするためである。過ちをおかした者には必ず過ちについての明瞭な概念を身につけさせなければならない。罰の行使はいつでもそうした道徳的表象と結びつけて始めなければならないのである。そうすることで、子どもは自分に何が欠如していたのかを理解

できるようになる。彼らを改心させるために人びとがどれほど熱意を傾注しているかを、できる限り十二分に当人に気づかせなければならないし、他方でまた、彼らの墮落の深さに対して人びとがどれほど不興を感じているかをも、十分に気づかせるようにしなければならないのである。しかしながら、罰を手段として行使する側に日常的によく見られることであるが、怒りや私的な報復感情が表に出てしまうことがないように、十分に気をつけなければならない。人は優しさに真剣さを、熱意に思いやりを結びつけることを心得ていなければならない。子どもの過ちのどこがよくないかを彼らに説いて分からせようともせず、何でもすぐに罰で言うことをきかせるような態度を見せるのは、他でもなくひどく危険なことなのである。そうしたやり方はいったいどのような影響を子どもたちにもたらすだろうか。おそらくそれでは罰を加える人について、こういうやり方しか知らない人だ、という一層有害な観念を与えてしまうだけなのである。そんなことでは自分がどうして罰せられるかを理解させられないのであり、子どもの態度を改めさせることにはならないのである。

さらに、ぜひとも罰について留意しておかなければならないのは、罰に伴って子どもに与えられる課業が子どもには不快な事柄として受けとめられやすく、結果として実際に子どもに悪い影響を与えてしまうという問題である。子どもにとって事実上嫌なことでないなら罰にならないのだから、そのやり方ではものごとの価値について害となる偏見を彼らに植えつけているのと同じになる。人びとがやたらとたくさん宿題を課して子どもを罰したがるものだというのを、これまでずっと私は目にしてきた。学習は子どもたちの諸能力を完全性の理念の導きによって高めていくのに役立つはずなのに、こうしたやり方を続けていれば彼らが学習を嫌なことと考えるようになるのは目に見えているのである。子どもに有害な先入見を植えつけたくないのであれば、この点については細心の慎重さで臨まなければならないのである。

なお、最後に確認しておきたいと私が思うことは、あまりにも頻繁に罰が反復される場合、自分の身に起こることに慣れてしまう結果、それをごくありふれた出来事と感ずるようになってしまうとはならないということである。なるほど、私がかここで示してきたすべての諸規則によく留意してもらえば、敢えてこの指摘は必要ないであろう。以上に述べてきたように行なうならば、〔むやみに罰を重ねることもなく、〕当初の目的はやがて達成されるものと私は考えている。だが、それでも子どもが余りにも過度に失敗をおかすのが避けられないと分かった場合には、子どもの過ちを幾分大目にみることもあってよいのであり、そうした際にはわれわれ

が現に今見ていたとしても、それを子どもには気づかせないように気をつけなければならない。なぜならば、彼らの過ちをわれわれが知っていたことが分かるやいなや、罰を放免したということはもはやどうでもよい問題ではなくなるからである。この場合には、おそらく子どもを罰するかどうかは大人の恣意によるのだと彼らは考えてしまうだろう。だが、そうであってはならないのであり、それどころか理性と秩序の原理に従うなら、いつでも必ず過ちの結果は罰を呼び寄せると子どもには信じ込ませるべきなのである。このようにして、罰する回数はあまり多くならないように注意して、極力控え目にしておくことである。そのため、私は次のように考えることを勧めておきたい——「子どもの過ちを一度に改めさせようとするのではなく、彼らがある程度立ち直ってくるまでは一つの過ちの改善だけを全課題の中心に置き、その他の過ちはできる限り大目にみることである」。この規則が重要であるのは、そもそも多くの過ちを一挙に追い払うことは不可能だからである。このことが十分配慮されないのなら、子どもは叱責と罰を山ほど抱え、その重圧に負けて自分のしなければならぬことがもはや分からなくなってしまいうだろう。だが人が、いつも過ちの一つだけを示して取り組ませるようにするのであれば、子どもは他のことに気をとられることなく専念できるのだから、罰を受けその理由を考えた経験はいつまでも新鮮な記憶として残り、一層注意を払ってこれらの問題に臨むことができるようになるのである。このようにして一つの過ちを一度徹底して取り除いておけば、他のそれぞれの課題にも漸次挑んでいくことができ、最後には自らの目標へと到達することが可能になる。これに反して、いたるところに首をつっこみ一挙にそれらを片付けようとするやり方をしてしまうと、何ごととも首尾よくいかない羽目になってしまうのである。

加えてまた、私はここで罰の効果を強め、かつ持続させる手段となる一つの良い救援策について言及しておく必要がある。私は子どもが罰を受けた後に寛大な処遇が許され、〔関係者による〕説諭を聞く機会が与えられるよう望みたいと思っている。そのことの意義は、説諭によって〔悔悟へのふさわしい〕表象を子どもに身につけさせ、彼らを勇気づけ励ましてやることにある。一度耐え忍んだ罰を実に不快なものとして受けとめさせるだけでなく、自分のしたことへの嫌悪感をしっかりと目覚めさせ、再度同じ過ちで自分を傷つけることがないように穏やかなし方で戒めてやるのである。われわれはこうした手段で子どもらの過ちを最も厭うべき調子で描き出し、〔それを話して聞かせることによって、〕彼らがこの種の欠点から自由になる手助けをしてやりたいと思うのである。そして、そのような努力をしてくれる人が傍にいてくれることがいかに幸せなことかを、彼ら自身にしっかりと感じとら

せるようにするのである。こうした説論の話し手は罰を必要とする段になって活用しようとしても遅すぎるのであり、〔今からでもそのための備えを怠らないでおくなら〕ここでのわれわれの適切な企て、すなわち一人ひとりの子どもの心情に応じた成長を促し、今後に向けて注意深い態度を確実に身につけさせていくというわれわれの課題に、それは大いに力をかしてくれるものになると思うのである⁽⁵⁾。

第3節 子どもへの褒賞について⁽⁶⁾

この〔子どもを褒める〕褒賞（Belohnung）の話題については、あまり詳細に語る必要のないことであろう。これまで私が子どもへの罰に関して述べたことをじっくり吟味しようとしてきた読者であれば、褒賞の時期や方法をどう定めるかの規則を自分で容易に作ることができるだろう。ここでは特に優れた善い行ないについてのみ論じるつもりであるが、全般的に指摘しうることとして、子どもへの褒賞が理性的なやり方で行われていないということに注意が向けられるべきである。大人の指図したことだけしか子どもが何もしようとしないのなら、その子はもちろん褒めるべき対象にはならない。一方で、彼らが自分でもっと向上したいという気持ちを持っているのであれば、すなわち、もしも学習か道徳的な振舞いに関して人から期待される以上のことをやり遂げてみせたのなら、あるいはまた彼らが一つの過ちをすぐさま正そうと強く努めたのなら、そのときこそ特別に褒賞を与えてよいタイミングである。人びとの賛意を得られる善い行ないをしているために普段から大人がよく褒めている子ども——このような子どもを、私は敢えて特に優れた褒賞の好例として挙げておきたい。とはいえ、特に優れた褒賞に値するのは、彼らが顕著な勤勉さを発揮したようなときである。この場合には、子どもの善良な傾向性を褒めて称える諸対応をとることが重要である。上品さと真面目さがつねに伴っているべき大人の特別な愛情表現の他、子どもの名誉を称える褒賞セレモニー、そしてあまり秀でたところを見せない他の子どもらの面前で特別に持ち上げるあれこれの厚遇の扱い、等のようにである。これらをどのように実際に行なうのかについて、その巧みな作法について適切に説明することはそう簡単なことではない。一般的に言えば、こうした褒賞の真の意義は、あなたがたがどれほど十分に満足しているかを感銘深く子どもたちに理解させるところにあるだろう。それはまた、子どもがより一層向上の努力を示すなら、あなたがたの愛情をいつでも受けられると、彼らに誠実に請け合ってみせる性質を持っているであろう。さらに言えば、あなたがたが子どもらの善い振舞いを見て感じた喜びを、礼儀正しいし方で彼らに分かせようとする役割を果たすものでもある。これにまた加えるなら、その子と交わりのある他の

人たちにもこうした子どもらの様子を直に観察させる点において、その意義ある働きが認められるだろう。このようなやり方で対応するなら、しつけのよい子どもやあなたがたを敬愛する子どもにとってみれば、本当に最高の褒められ方になるのである。あなたがたが競い合いや名誉褒賞によって子どもを褒めてあげたいと思うのなら、大っぴらに、だが同時にまた慎重さと節度をもって、称賛するのがよいのである。そうしたからといって、子どもは決して不遜になったりしないのである。勤勉で善良な子どもに対しては、それを欠いている子どもにもまして、一層の敬意をもって認めてあげることである。またその子と交わるすべての他の子どもたちには、その子と同じように振舞うように言い聞かせることである。このように褒める対象になる子には、他の子どもにもましてあなたがたの社交の場に迎え入れ、心地よい会話をかわして楽しませるようにするのがよいのである。

ときどきはまた、子どもを褒めて褒賞品を与えるのも一つのやり方である。けれども、そのためには、実際にそれ自体がよい値うちのある物を選ばなければならない。素晴らしくかつ有益なことをそこから学べる書物、作業のために使える実用的な工作道具、美しい絵画、挿絵、その他には飾りとして役立つ趣味のよい品物などである。

だが一方で、誤った褒賞によって子どもの悪い傾向性にへつらう対応に陥らないように、殊のほか注意しておかなければならない。正しく褒めることをしないで、わが子の行ないのすべてを思慮分別なく見過ごし、そして子どものわがままを放任してしまう親たちがどれほど誤った行動をとっていることだろうか。彼らは子どもが望むだけのあらゆることを許してしまい、子どもがほしがる限りのあらゆる物を与えてしまう。彼らのこうした振舞いは秩序と理性の原理に適っていると言うのだろうか。それにまた、褒めるかわりに、わが子の虚栄心やその他の悪い傾向性のなすがままに何でもその求めに応じる親もいる。このような種類の間違った褒賞に当たるものと言えば、華美な衣服を仕立てさせたり、選り好みの激しい美食を許したり、他にはまた子どもの虚栄心や甘ったれや欲ばりの諸欲求に応諾してしまうあれこれの処遇がある。また、これに類するものとしては、怠惰の問題への扱いが挙げられる。怠惰は大人でも習性としてしばしば身につけてしまいがちなものであるが、人は勤勉さに欠ける子どもに対して何かのご褒美を理由にそれを許してしまうことがある。今日は何も習わなくてよいと子どもに伝えたとすれば、今のままで十分満足しているという大人の気持を誤って伝えたことになる。〔このようなやり方をとり続けるのなら、〕子どもは何かの課題を命じられることを厄介事扱いするようにさえなるだろう。そんなとき人は相手を思いやって厚遇したのでなく、怠惰な

振舞い方で対応してしまっただけなのである。このようなやり方では、子どもはきつと駄目になってしまうにちがいない。それだから私は、褒賞に関するすべての賢明な教授規則に親しんでいない人たちには、こうした褒賞についてむしろ特別なこだわりを持たないでおくことを助言したいのである。総じて言うとするなら、子どもに褒賞を与えるに際しては幾分控え目の姿勢を保つのがよいであろう。それよりも、子どもたちには徳が報われるものだという信念を植えつけておくべきなのである。多くの徳義を遵守することからおのずと生じる満足感を、できうる限り子どもたちには感じとらせなければならぬのである。さらにはまた、美德は何も卑屈なものではないし、報いを意識して見返りを求めるものでもなく、それは人間としてのあり方をより完全にしてくれるものであり、そのために人は努力しなければならないのだということを伝えておかなければならぬのである。人間においてはまさに他でもなく徳を積むことによってこの世において幸福になりうるものが、われわれの自然本性によって定められているからなのである。われわれはこうした話題を子どもたちともっと頻繁に語りあうようにし、そして子どもたちには美德が決して幸福以外のものであると思わせてもいけないし、悪徳が不幸以外のものであると思いを違わせさせてもいけないのである。

〔訳注（第7章）〕

- (1) 18世紀半ばのこの時代でも、身体的制裁を含む子どもへの罰はキリスト教の伝統的しつけ観を背景に広く当然視され、それを是認する姿勢を示していた知識人・著述家も多かったことは知られている。そうしたなかで、本著第2版において本格的に展開されたズルツァーの教育論では賞罰の問題が啓蒙的合理性の是々非々の立場から正面切って論じられ、スイスの正統的な改革諸宗派の見解とは明確に一線を画す立論になりえている。身体罰を全面否定するまでにはいたらないものの、他の選択肢がないかを一つひとつ吟味しながら子どもの意欲と心情を損なわない教育的立場を模索している真摯な彼の姿がここにある。ペスタロッチーの先駆思想とハンス・シュテットバッハーも評するように、ズルツァーのこうした進取の論考がその後ドイツ語圏で展開される汎愛派教育家とペスタロッチーによる新たな教育論議への決定的な下地を成したことは、思想史的に見て重要な彼の功績なのである(本訳稿 I ,pp.114-116参照)。
- (2) ズルツァーは知的精神的に未熟な乳幼児の子育てについて、本書の第8章で再度取り扱っている。言葉と理屈であまり対応できない誕生から最初の数年では、子どもが身体的に「柔弱」にならないことと、「わがまま」にならないことをとりわけ重視し、痾癩と泣き声で我意を通そうとする子どもの「強情」と「悪意」には、鞭などを用いて抑止することが許されてよいと述べている。全般的には自由主義的な褒賞論を展開しながらも、このように未成熟な幼児に対する有形力の行使を容認する姿勢には、盟約者団を起源とする祖国愛志向の強い共同体のパターナリズムの影響が見てとれるだろう。彼の教育論の縷述には、父権主義的な硬い指導への偏倚も散見され、この点はボードマー門下の逸出した高弟を以てしても超えられない歴史的制約の垣間見えるところである。

- (3) 原文のこの箇所の前にはやや意味が不明なところがあり、そのままでは文旨が繋がりにくいので括弧内で言葉を補った。本注の二つ前のセンテンスは、W.クリンケ校閲の翻刻版（フリードリッヒ・マン編集『教育古典叢書』第45巻、1922年、チューリヒ刊）では割愛された。
- (4) 畳み掛けてくり返す文章技法を弄しているため、この箇所の最後の一文はクリンケ校閲版では省略された。
- (5) この段落で示された「救援策」(Hilfsmittel) の内容を説明している語句は、直接的には **Rede** および **jemand, der sich die Mühe gibt, …** である。全体の文意からここでは **Rede** を「説論」と意識し、**jemand** を説論を担う人と解釈して「関係者」と「説論の話し手」とに振り分けて意識した。ここでズルツァーの想定している説論者は、教会牧師などの聖職者に限るのではなく、第5章で彼が説いていた地域の行政監督者や学校教師、それに子どもの身近にいる親や私教師を含めた教育意識が高い人たちのことであろう。
- (6) 原文では **Von der Belohnungen.** のみとなっている。本章の論述展開から見て、節表記の **III.** の欠落と判断し、「第3節」を補った。

原典：J.G.Sulzer, *Versuch von der Erziehung und Unterweisung der Kinder*, zweite, stark vermehrte Auflage, Conrad Orell und Comp, Zürich 1748. (Kapitel 7, S.148-175.)